



暗号資産に係る法改正動向 金融庁WG報告書の解説

2026年01月28日（水）

金融庁の動き（法制化等・新国会に提出予定）

- 金融庁の諮問機関金融審議会
暗号資産制度に関するWG報告書を令和7年
12月10日に公表
- 利用者保護の充実と健全な取引環境の整備
を図ると共に、健全なイノベーションを後
押ししていくことが重要であるとして暗号
資産制度の見直しを提言

金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告の概要

□ 暗号資産は、現在決済手段の観点から資金決済法で規制されているが、足下では投資対象化が進展

(注)国内のアンケート調査によると、投資経験者の暗号資産保有者割合はFX取引や社債等よりも高い。また、利用者の取引動機のほとんど(87%)は長期的な値上がりを期待したもの

暗号資産を巡る喫緊の課題

- ・ **情報提供の充実** (暗号資産発行時のホワイトペーパー(説明資料)等の記載内容が不明確であったり、記載内容と実際のコードに差があることが多いとの指摘)
- ・ **適正な取引の確保・無登録業者への対応** (金融庁等に詐欺的な勧誘の相談が多数)
- ・ **投資アドバイス等に係る不適切行為への対応** (投資セミナーやオンラインサロン等による詐欺的な行為が疑われる事例も発生)
- ・ **価格形成・取引の公正性の確保** (インサイダー取引規制に関するIOSCO(証券監督者国際機構)の勧告や欧州等での法制化)
- ・ **セキュリティの確保** (サイバー攻撃を受けて暗号資産が流出する事案が継続して発生)

□ 上記課題に対応するため暗号資産の特性に応じた金融商品としての規制を整備することにより、利用者保護の充実を図る(暗号資産投資についてお墨付きを与えるものではない)

規制見直しの概要

1. 根拠法令の見直し

□ 暗号資産の規制法を資金決済法から金商法へ変更

(注)現行法の暗号資産の範囲は維持(暗号資産に該当しないNFT(Non-Fungible Token。主にゲームやアート等のデジタルコンテンツで利用されている)やステーブルコインは本見直しの対象外)

□ 有価証券とは異なる金融商品として金商法に位置付け

2. 情報提供規制

□ 発行者がいる暗号資産については、当該者が資金調達を行う場合に情報提供義務を課す

□ 発行者の資金調達を伴わない場合や発行者のいない暗号資産については、暗号資産交換業者に情報提供義務を課す

3. 業規制

□ 基本的に第一種金融商品取引業に相当する規制を適用

□ サプライチェーン全体のセキュリティ対策の高度化等を通じ、利用者財産の管理を強化

□ 無登録業者への罰則引上げ等を行うとともに、投資運用行為や投資助言行為も規制対象に

4. 不公正取引規制

□ インサイダー取引規制を創設

□ 証券監視委の犯則調査権限や課徴金制度を創設

報告書による見直しの主なポイント：課題

- ①情報提供の充実
- ②適正な取引の確保と無登録業者への対応
- ③暗号資産の投資運用行為やアドバイス行為についての適正な運営
- ④価格形成と取引の公正性
- ⑤セキュリティ対策等

暗号資産取引の現状

- 暗号資産交換業者登録業者：28社（2025年10月末）
- 口座開設数：延べ1,300万口座超
- 預託金残高：5兆円以上
- 暗号資産保有者約7割が年収700万円未満所得層
- 個人口座預かり資産額は、8割以上が10万円未満

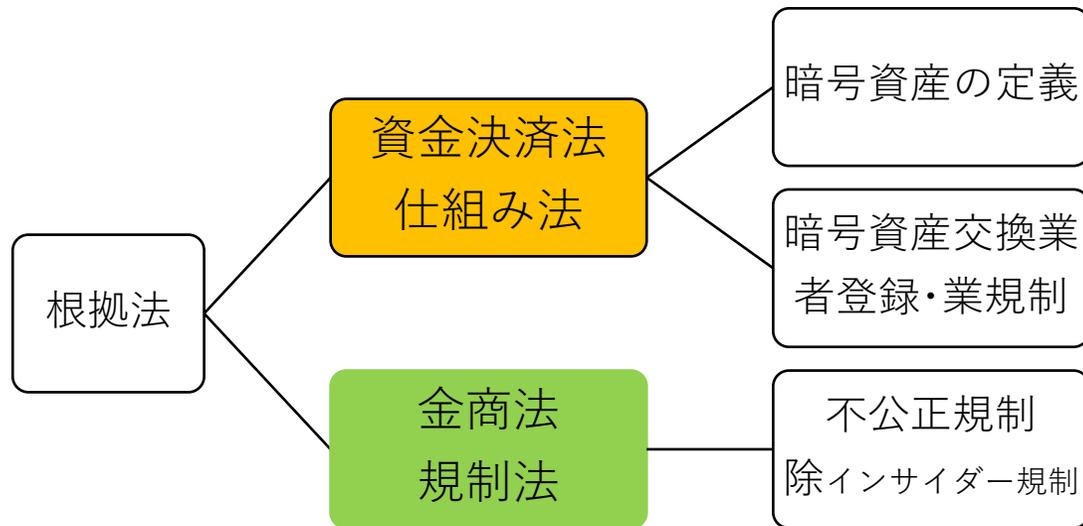
**暗号資産の保有が身近⇔詐欺的な暗号資産の投資
勧誘や取引等に係る当局への苦情相談等も増加**

金融商品取引法へ：根拠法令の見直し

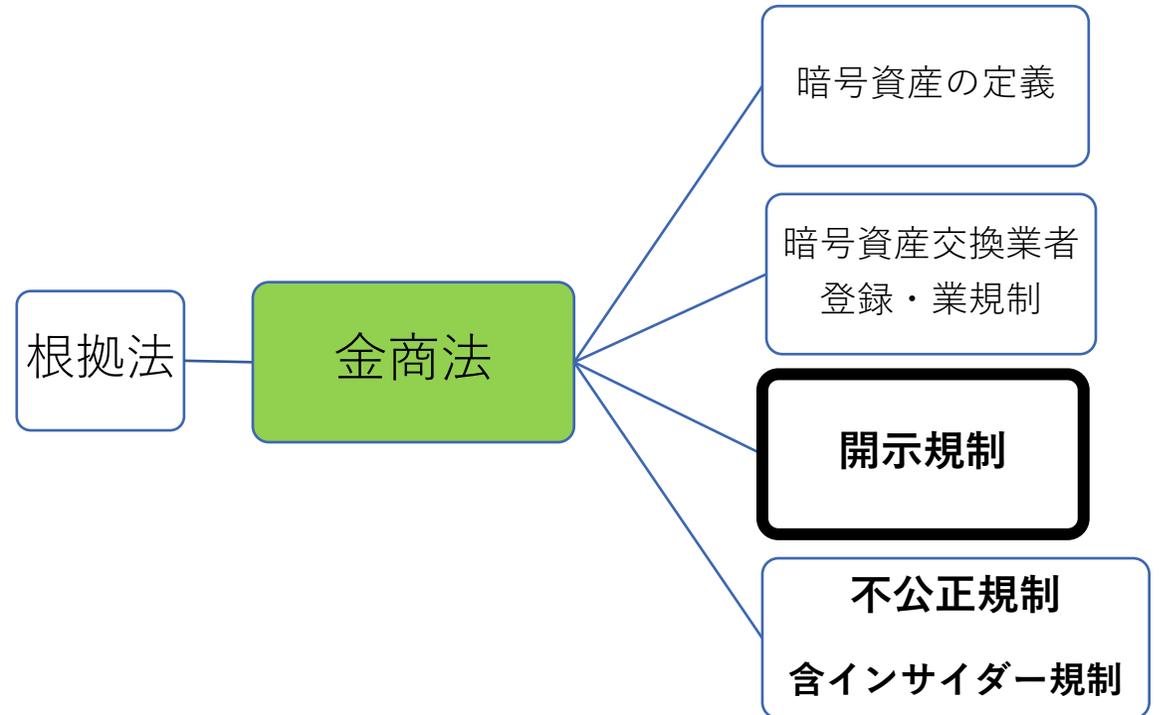
- 資金決済法の暗号資産規制を金商法に移行
⇒有価証券とは別の規制対象として金商法に
- 非移行：金商法の対象外
資金決済法上の暗号資産に該当しない
トークンNFT (non fungible token) や法定通貨に価値が
連動するステーブル・コイン (資金決済法上電子決済手段)

根拠法令の見直し

現状



改正



「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告の概要(情報提供規制)

<p>中央集権型暗号資産 発行者がいる暗号資産 (例:IEOTトークン※等)</p> <p>※Initial Exchange Offering。交換業者が発行者の依頼に基づいて販売する暗号資産</p> <p>情報提供の内容</p>	<ul style="list-style-type: none">• 発行者と一般の利用者との間の情報の非対称性を解消させる必要<ul style="list-style-type: none">✓ 発行者が資金調達を行う場合には、利用者に対する情報提供義務を課す (注)少人数・プロ投資家を相手方とする勧誘や、無償での付与、マイニング(暗号資産移転の承認作業)等の報酬としての付与については規制対象外✓ 発行者による資金調達を伴わず、暗号資産交換業者が独自に取り扱う場合は、当該暗号資産交換業者による情報提供義務を課す• 発行者の情報、調達資金の用途、対象プロジェクトに関する情報等• 暗号資産の性質・機能や供給量、基盤技術、付随する権利義務、内在するリスク等
<p>上記以外の暗号資産 (例:ビットコイン等)</p> <p>情報提供の内容</p>	<ul style="list-style-type: none">• 暗号資産の技術性・専門性の観点で、一般の利用者と専門家との間の情報の非対称性を解消させる必要<ul style="list-style-type: none">✓ 暗号資産交換業者による情報提供義務を課す• 暗号資産の性質・機能や供給量、基盤技術、付随する権利義務、内在するリスク等

□ 上記の情報提供に加え、**継続情報提供**として、暗号資産の取引判断に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合の**適時情報提供**等の義務を課す

□ **情報の正確性の確保及び利用者保護**の観点から、

- ✓ 虚偽記載や不提供への**罰則・民事責任・課徴金**の規定を整備
- ✓ 暗号資産交換業者及び自主規制機関による**チェック機能の強化**。特に、審査の中立性・独立性を強化するため、自主規制機関に独立委員会又は独立組織を設置
- ✓ 中央集権型暗号資産の発行者による資金調達について、監査法人の財務監査が行われていない場合には、**投資上限**を設定
(注)株式投資型クラウドファンディングと同様の利用者の投資上限を設定(50万円を超える場合には収入又は純資産の5%まで(上限200万円))

情報提供規制の導入：非対称性存在①~③

○暗号資産利用者に対して、新規・継続的な情報提供が必要

①暗号資産の技術性・専門性の観点

②暗号資産価値の源泉を実質的にコントロールする中央集権的管理者（発行者）が存在する場合

③暗号資産の流通・保有状況について、暗号資産を取引・保有する者と他者との間

提供されるべき情報の内容について

- 暗号資産の性質・機能や供給量、基盤技術、付随する権利義務、内在するリスク等の取引判断に重要な情報
- 中央集権型暗号資産については、それらに加えて発行者に関する情報
- 個別の暗号資産銘柄について、リスクと商品性に関する情報

(参考)情報提供規制の全体像

		中央集権型暗号資産	非中央集権型暗号資産
		発行者が資金調達を行う場合	発行者による資金調達を伴わない場合
情報提供の内容		<ul style="list-style-type: none"> 暗号資産の性質・機能や供給量、基盤技術、付随する権利義務、内在するリスク等 	
		<ul style="list-style-type: none"> 中央集権的管理者に関する情報(当該者の情報、調達資金の用途に関する情報、対象プロジェクトに関する情報、暗号資産の保有状況等) 	—
情報提供規制の対象者		【発行者】 情報の作成・提供(公表)義務 【交換業者】 発行者が作成する情報の提供義務	【交換業者】 情報の作成・提供(公表)義務
規制対象となる行為		発行者による暗号資産の販売を通じた資金調達※	交換業者による暗号資産の取扱い (販売所・取引所の運営等)
	免除	私募・私売出し相当の場合(少人数・プロ向け勧誘)	
情報提供の方法・タイミング		<ul style="list-style-type: none"> 発行者・交換業者のウェブサイト等で公表 交換業者による勧誘前の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 交換業者のウェブサイト等で公表 交換業者による勧誘前の情報提供
継続情報提供	頻度	<ul style="list-style-type: none"> 法定の適時情報提供 法定の定期情報提供(年1回) 	<ul style="list-style-type: none"> 法定の適時情報提供 自主規制に基づく定期情報提供
	解除・免除	<ul style="list-style-type: none"> 分権化による解除(発行者) 国内全交換業者の取扱廃止による免除(発行者) 交換業者の取扱廃止による免除(交換業者) 	<ul style="list-style-type: none"> 交換業者の取扱廃止による免除(交換業者)
情報の正確性・客観性の確保等		<ul style="list-style-type: none"> 虚偽記載や不提供への罰則・民事責任・課徴金 発行者の情報提供義務違反があった場合の国内全交換業者での取扱停止 交換業者及び自主規制機関によるチェック機能強化 	
『募集・売出し時』の利用者保護		<ul style="list-style-type: none"> 株式投資型CFと同様の利用者の投資上限の設定 交換業者による発行者との利益相反の防止、利用者への利害関係の説明 『上場』前後の特定の者に対する有利発行の原則禁止、内部者の売買について一定期間のロックアップ(売却禁止) 	—

※ 無償での付与や、マイニングやステーキング等の報酬としてのトークンの自動付与については、発行者による資金調達ではないため、情報提供規制の対象外

「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告の概要(業規制等)

基本的な方向性

- **第一種金融商品取引業に相当する規制を適用し、現行法の安全管理措置(原則コールドウォレット※1等での管理)等に関する規制については、金商法に同様の規制を設ける**
※1 秘密鍵を常時インターネットに接続していない電子機器で管理する方法
- **無登録業者による違法な勧誘を抑止するため、より厳格な規制の枠組み※2を設ける。また、暗号資産を投資対象とする投資運用行為や投資助言行為を規制対象とする**
※2 例えば、無登録業に関する罰則の引上げ(現行3年以下の拘禁刑等)。裁判所による緊急差止命令の対象とし、証券監視委に申立て権限を整備
- **暗号資産が詐欺的な投資勧誘の支払手段として利用されることを未然に防ぐ措置を講じる**
(例) 新規口座開設直後にはアンホステッド・ウォレット(事業者が管理していない口座)へ移転できない等の熟慮期間を設ける等

主な規制等の概要

<業務管理体制の整備>

- 取り扱う暗号資産の審査体制、顧客適合性確保のための確認体制、売買審査体制を強化

<利用者財産の管理>

- 近年の不正流出事案の手口の巧妙化に対応するため、サプライチェーン全体を含めたより包括的なセキュリティ対策を強化
- 委託先へのサイバー攻撃により不正流出が生じた事案を踏まえ、暗号資産の管理を行うための重要なシステムの提供者に対する規制(事前届出、システムの安全性確保義務等)を導入

<責任準備金>

- 不正流出事案が生じた場合の顧客への補償原資として責任準備金を積み立て

<暗号資産の借入れ>

- 利用者から暗号資産を借り入れてステーキング※3等を行う業務に対する規制の導入

<銀行・保険会社における取扱い>

- 銀行・保険会社本体による暗号資産の発行・売買等は、引き続き慎重な検討が必要。投資目的での暗号資産の保有は、十分なリスク管理・態勢整備等が行われている場合には認める
- 銀行・保険会社の子会社については、今般の金商業規制の下、暗号資産の発行・売買等も可能とする

<DEX等への対応>

- DEX(分散型取引所)等への技術的性質に合わせた過不足のない規制のあり方について、各国の規制動向を注視しながら継続して検討

<サイバーセキュリティに関する取組み>

- サイバーセキュリティは、自助・共助・公助の組み合わせで対処すべき課題。特に業界共助の取組みの発展が不可欠であり、当局としても後押し

※3 暗号資産を担保として差し出し、ブロックチェーンの安定稼働のための活動に参加した報酬を暗号資産で受け取る仕組み

業規制のあり方

- 暗号資産売買等を業として行う場合、基本的に第一種金融商品取引業（証券会社等）に適用される規制と同様の規制を適用

－ 2

○暗号資産の安全管理措置等、第一種金融商品取引業の規制に含まれない特別な規制については、金商法に新たに規制を設けることが適当

具体的提言

- ①兼業規制、②業務管理体制の整備、
- ③利用者財産の管理、④責任準備金の積立て、
- ⑤退出時顧客財産の適切かつ円滑な返還、
- ⑥仲介業規制、⑦暗号資産の借り入れ等

－3 他業：銀行・保険会社等の取扱い

- 本体による暗号資産の発行・売買等は、引続き慎重な検討が必要、仲介についても慎重な検討が必要
- 投資運用業は、本体による投資運用業が一律に禁止されていることを踏まえ、禁止が適当

但し、銀行・保険会社本体による投資目的での暗号資産の保有については、分散投資の手段を提供する観点から、十分なリスク管理・態勢整備等が行われていることを前提に、認めることが考えられるとする。

(参考) 業規制の適用に関する方向性

		現行	方向性
無登録業者等の対応	罰則	無登録業	3年以下の拘禁刑
		無登録勧誘	×
	裁判所の差止命令 (証券監視委の申立て)	×	○
	投資運用業規制	×	○
	投資助言業規制	×	○
支払手段としての 利用者被害の未然防止	×	○ (アンホステッド・ウォレット等に暗号資産を移転する場合の警告、一定の熟慮期間の設定等)	
暗号資産交換業者 ↓ 第一種金融商品取引業 に相当する規制を課す	資本金規制	1千万円	5千万円
	自己資本比率規制	×	○
	兼業規制	×	○ (付随業務以外は、事前届出)
	禁止行為の一部 (損失補填の禁止、無断売買の禁止等)	自主規制	法定化
	行為規制の柔構造化 (プロ向けの説明義務緩和等)	×	○
	顧客資産管理	○(コールドウォレット等)	◎(左記の他、サプライチェーン全体のセキュリティ対策を強化)
	業務管理体制の整備	○	◎ (より一層の体制整備<取扱暗号資産の審査、顧客適合性、売買審査等>)
	責任準備金(流出対策)	×	○
	マネロン対策	トラベルルール※等	トラベルルール等(維持)
	外務員制度	×	○
自主規制機関	認定協会	日本暗号資産等取引業協会 (大幅な体制強化)	

(注) 暗号資産交換業者以外の金融商品取引業者が暗号資産交換業を行おうとする場合には、変更登録を必要とする。

※ 顧客の依頼を受けて他の暗号資産交換業者が管理するウォレットに暗号資産を移転する際、当該暗号資産交換業者に対して送付人と受取人の情報を通知する義務

金融リテラシーとサイバーセキュリティ

○暗号資産取引に係る金融リテラシーの向上を図ること

（金融経済教育推進機構（Japan Financial Literacy and Education Corporation : J-FLEC）は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に基づく認可法人）

○特にサイバーセキュリティ対策の強化を求める。

取引市場開設規制

- マッチング機能を通じた価格形成機能は暗号資産の性質上限定的なものとして、厳格な市場開設規制を課す必要性は低い。
- 既存の金商取引所（東証等）の暗号資産現物取扱いは、取引所がハッキング等のリスクを負うことから現時点では慎重とする

「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告の概要(不公正取引規制)

□ インサイダー取引規制

- ・ 現行の金商法では、暗号資産についても、有価証券と同様に、不正行為の禁止に関する一般規則や偽計・相場操縦行為等の禁止規制が整備されているが、インサイダー取引を直接規制する規定は設けられていない
- ・ 国際的な情勢を踏まえ、取引の公正を確保する観点から、**暗号資産のインサイダー取引規制を整備する**
- ・ 具体的には、**上場有価証券等のインサイダー取引規制の枠組み※をベースにしつつ、暗号資産の性質を踏まえた規定振りとする**

※ 上場会社の業務等に関する「重要事実」に接近できる**特別の立場にある者**(インサイダー)が、当該事実の「公表」前に、取引の場に対する投資者の信頼を損なうような**売買等を行うことを禁止**

対象暗号資産	国内の暗号資産交換業者で扱われる暗号資産 取引所での取引か否かは問わない(DEXでの取引や利用者間の直接取引を含む)
重要事実	明確なものを個別列挙 (例:発行者の破綻、新規上場・上場廃止、大口取引等) した上で、 バスケット条項で補完
規制対象者	暗号資産の発行者の関係者、暗号資産交換業者の関係者、大口取引を行う者の関係者
適用除外	「重要事実を知らなくとも取引したことを行為者が立証した場合」は適用除外

□ 暗号資産に係る不公正取引についても、証券監視委の**犯則調査権限・課徴金制度を創設**

□ 不公正取引規制に対する**実効的なエンフォースメントのため、暗号資産交換業者による売買審査や、自主規制機関・証券監視委による市場監視体制の強化・整備**

不公正取引規制：インサイダー取引規制

- 従来、規制の対象となる「内部者」や「重要事実」を予め特定することは困難だ（行政負担が大きい）と考えられたことを踏まえ、規制の導入は見送
- 近年欧州や韓国で暗号資産のインサイダー取引規制が法制化されるグローバルな動きから改めて検討を加えた結果、インサイダー取引規制の導入を提言

－2 その他

- ①暗号資産の不公正取引に係る課徴金制度の創設
- ②証券取引等監視委員会の調査権限の整備と体制
拡充
- ③暗号資産交換業者による売買審査や自主規制機
関による市場監視体制の抜本的強化
- ④相互主義下での外国規制当局との調査協力

(参考)暗号資産のインサイダー取引規制の全体像

全体像	<ul style="list-style-type: none"> ①「対象暗号資産」について、②「重要事実」に接近できる③特別の立場にある者(インサイダー)が、当該事実の④「公表」前に、⑤取引の場に対する利用者の信頼を損なうような売買等を行うことを禁止 		
1 対象暗号資産	<ul style="list-style-type: none"> 国内の暗号資産交換業者において取り扱われる暗号資産 及び 取扱申請がされた暗号資産 取引所での取引か否かは問わない(DEXでの取引や利用者間の直接取引を含む) 		
2 重要事実	<ul style="list-style-type: none"> 「重要事実」に当たることが明確なものを個別列挙した上で、バスケット条項で補完 		
	【1】中央集権型暗号資産の発行者の業務等に関する重要事実	【2】暗号資産交換業者における暗号資産の取扱い等に関する重要事実	【3】大口取引に関する重要事実
	(例) <ul style="list-style-type: none"> 発行者の破産 重大なセキュリティリスクの発覚 等 	(例) <ul style="list-style-type: none"> 新規取扱い・取扱廃止 取扱い暗号資産の流出 等 	<ul style="list-style-type: none"> 暗号資産の価格等に著しい影響を与える取引の決定又はその中止の決定(例えば、発行済暗号資産の20%以上の売買等)
3 規制対象者	中央集権型暗号資産の発行者の関係者(株主、行政当局、契約締結者等を含む)	暗号資産交換業者の関係者(株主、行政当局、契約締結者等を含む)	大口取引を行う者の関係者(株主、行政当局、契約締結者等を含む)
4 公表	<ul style="list-style-type: none"> 暗号資産交換業者や自主規制機関のウェブサイトを用いた公表等に限定 SNSでの情報発信は公表措置とみなさない※ 		
5 禁止行為・適用除外	<ul style="list-style-type: none"> 未公表の重要事実を知って、「売買等」(売買・交換・現物出資等)を行うことを禁止 暗号資産の新規発行とそれに対応する原始取得も禁止 (上場有価証券等に係る適用除外事項に加え)「重要事実を知らなくとも取引したことを行為者が立証した場合」は適用除外 		

※ SNSでの情報発信を公表措置とみなすことには、SNSには様々な種類があって利用者の周知性が低いことや、発信された情報の削除・改変が容易であること、発信主体・発信内容の真実性が確保されていないこと等の課題がある

税制改正（令和8年度税制改正大綱）

- 令和7年12月26日閣議決定
金融所得として申告分離課税の対象（脱総合課税）
税率課税20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、個人住民税5%）
- 分離課税適用開始時期：金商法改正法施行日基準
（早ければ令和9年1月1日以後の譲渡等から適用見込）
- 分離課税の導入と併せて損失の繰越控除を認める方向
- 分離課税の対象となる暗号資産は、金商法上「特定暗号資産」のみ